

## ひとり親家庭日常生活支援事業

ひとり親家庭等の保護者が急な病気や残業のときなどに、家庭生活支援員を派遣して家事を行います。  
※ 事前に利用登録が必要です。

世帯の種類	利用料（1時間あたり）
生活保護・市県民税非課税世帯	無料
児童扶養手当の支給を受けているまたは同等の所得水準にある世帯	150円
上記以外の世帯	300円

支援の内容 炊事・洗濯・掃除・買い物

登録に必要なもの

- ①戸籍謄本・児童扶養手当証書・ひとり親家庭等医療証のいずれか
- ②世帯全員の住民票（本籍・続柄記載のもの）
- ③所得証明書等（不要の場合あり）

問合せ先 久留米市母子寡婦福祉会【TEL・FAX 39-2277】

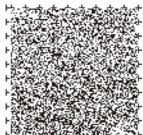
## JR通勤定期の割引制度

児童扶養手当を受けている世帯の方が、JRの列車で通勤する場合に、通勤定期券を3割引で購入できる制度です。

申請に必要なもの ①特定者資格証明書 ②印鑑

※ 特定者資格証明書（有効期限内）をお持ちでない方は、  
①児童扶養手当証書、②印鑑、③写真1枚（6か月  
以内に撮影した縦4cm、横3cmの正面上半身のもの）

問合せ先 家庭子ども相談課



## 7 子どもの成長・発達に関する相談

落ち着きがない 話は上手だけど一方的 極端に不器用  
思いどおりにならないとパニックになってしまう など

お子さんの成長や発達について気になることがあるときは、下記窓口へご相談ください。

### 気になるお子さんの相談

就学前で、身体面、精神面、行動面など気になることがあるお子さんの相談に、小児科医・臨床心理士が応じます。

◆月4回程度 13時～17時 ※予約制

問合せ先 こども子育てサポートセンター

### 幼児教育研究所の発達相談

お子さんの様子で心配なことなど、成長や発達に関する相談に応じます。  
また、必要に応じて療育や訓練をご案内します。

問合せ先 幼児教育研究所

幼児教育研究所

